

「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し」について

平成 28 年 3 月 17 日

規制改革会議健康・医療 WG

- 1．薬局において、一定の条件の下で薬剤師不在時に登録販売者が第二類・第三類の一般用医薬品を販売することができるよう、規制を見直すべきではないか。
- 2．都道府県等が行っている薬局と店舗販売業の併設許可に関して、各自治体の判断で過度な規制を課すことがないように、都道府県等に対して要件の統一化を図るための通知の発出等を行うべきではないか。
- 3．上記について、結論を得るスケジュールを示されたい。

以上